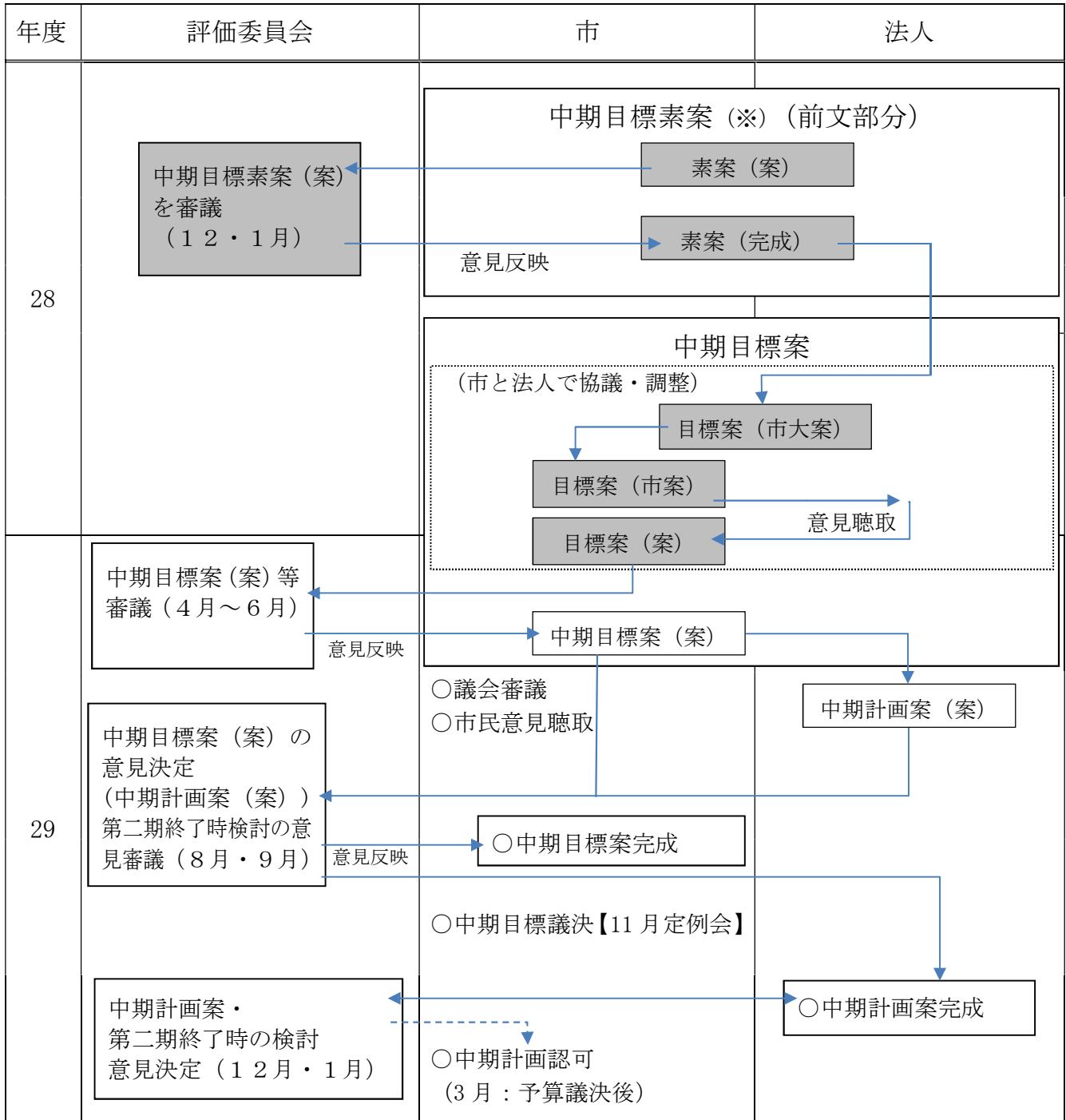


第三期中期目標・計画の策定にかかるスケジュール

1 第三期中期目標・計画（目標期間：平成30～35年度）策定の流れ



注1 素案とは、中期目標の理念となる部分にあたり、第二期中期目標の前文部分に相当するものであり、素案で示された理念を基に中期目標の全文を作成

2 網掛けは終了した事項

2 平成 29 年度評価委員会の開催スケジュール（案）

時 期	内 容	
	中期目標・計画の審議等	28 年度業務実績の評価
4 月 21 日	第 1 回評価委員会	
	中期目標案（案）等の提示	—
6 月 5 日	第 2 回評価委員会	
	中期目標案（案）等の審議	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書（案）について法人から説明、質疑 ・評価方法について事務局から説明
6 月 13 日	第 3 回評価委員会	
	中期目標案（案）等への意見	—
7 月下旬	第 4 回評価委員会	
		<ul style="list-style-type: none"> ・法人への質疑、評価コメント審議 ・財務諸表及び利益処分（原案）について法人が説明、質疑
8 月下旬	第 5 回評価委員会	
	中期目標案の審議 （中期計画案の審議）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果書（案）について法人から意見聴取
	第二期中期目標終了時の検討の提示	
9 月上旬	第 6 回評価委員会	
	中期目標案への意見 （中期計画案の審議）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人への評価結果通知 ・市長への評価結果報告
	第二期中期目標終了時の検討の審議	
12 月下旬	第 7 回評価委員会	
	中期計画案の提示 第二期中期目標終了時の検討の審議	
1 月下旬	第 8 回評価委員会	
	中期計画案への意見 第二期中期目標終了時の検討の意見決定	

※参考条文

< 地方独立行政法人法（抜粋） >

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（中略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（中略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中略）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

（中略）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

（中略）

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。